

事業者番号 093310000296

令和 3年 5月 24日

東北運輸局長 殿

住所 秋田県仙北郡美郷町六郷字往還南12-1
氏名又は名称 六郷小型貨物自動車運送株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 近藤 哲泰
電話番号 0187-84-2132

一般貨物自動車運送事業者の運賃及び料金設定(変更)届出書

一般貨物自動車運送事業者の運賃及び料金を下記のとおり設定(変更)したので、貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定に基づき届出いたします。

記

- 1. 氏名又は名称及びに法人にあつては、その代表者の氏名
住所 秋田県仙北郡美郷町六郷字往還南12-1
氏名又は名称 六郷小型貨物自動車運送株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 近藤 哲泰
電話番号 0187-84-2132
2. 事業の種類
一般貨物自動車運送事業
3. 設定し、または変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
全国
4. 設定し、または変更しようとする運賃及び料金の種類、額および適用方法
種類 [x] 貸切運賃 [x] 燃料サーチャージ (別添1のとおり)
新) 運賃及び料金の額 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号)のとおり
(適用) [] 北海道 [x] 東北 [] 関東 [] 北陸信越 [] 中部
[] 近畿 [] 中国 [] 四国 [] 九州 [] 沖縄
適用方法 別添2のとおり
旧) [] H2運賃 [] H6公示運賃 [] H9公示運賃 [x] H11公示運賃
[] その他(別添3のとおり)

5. 実施日
令和 3年 5月 1日



この運賃表は、令和2年4月告示のものです

I 距離制運賃表

東北運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)
10km	11,980	13,970	18,050	22,600
20km	13,470	15,740	20,470	25,760
30km	14,960	17,500	22,880	28,920
40km	16,460	19,270	25,300	32,080
50km	17,950	21,030	27,720	35,240
60km	19,450	22,800	30,130	38,400
70km	20,940	24,560	32,550	41,560
80km	22,430	26,330	34,970	44,720
90km	23,930	28,090	37,390	47,870
100km	25,420	29,860	39,800	51,030
110km	26,910	31,590	42,140	54,080
120km	28,400	33,330	44,480	57,120
130km	29,880	35,060	46,810	60,170
140km	31,370	36,800	49,150	63,210
150km	32,860	38,530	51,490	66,260
160km	34,350	40,270	53,820	69,300
170km	35,840	42,010	56,160	72,350
180km	37,320	43,740	58,500	75,390
190km	38,810	45,480	60,830	78,440
200km	40,300	47,210	63,170	81,480
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	2,960	3,440	4,600	5,990
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,410	8,590	11,500	14,970

この運賃表は、令和2年4月告示のものです

II 時間制運賃表

(単位:円)

種 別			車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
			局 別				
基 礎	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
			沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880
額	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
			九州	18,530	22,190	28,840	36,410
			沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130
加 算	基礎走行キロを超える場合 は、10kmを増すごとに	北海道	280	340	510	710	
		東北	280	340	510	710	
		関東	280	340	510	720	
		北陸信越	280	340	510	710	
		中部	280	340	510	710	
		近畿	280	340	510	710	
		中国	280	340	510	710	
		四国	280	340	510	710	
		九州	280	340	510	710	
		沖縄	280	340	510	710	
額	基礎作業時間を超える場 合は、1時間を増すごとに (4時間制の場合であつ て、午前から午後にわたる 場合は、正午から起算した 時間により加算額を計算す る。)	北海道	2,850	2,990	3,200	3,780	
		東北	2,720	2,850	3,050	3,600	
		関東	3,820	4,000	4,280	5,060	
		北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820	
		中部	3,430	3,590	3,850	4,550	
		近畿	3,400	3,560	3,810	4,510	
		中国	3,020	3,160	3,390	4,000	
		四国	2,810	2,940	3,150	3,730	
		九州	2,840	2,980	3,190	3,770	
		沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300	